

J T S U - E 水地申第 7 号

2 0 2 0 年 4 月 2 3 日

東日本旅客鉄道株式会社

水戸支社長 雨宮 慎吾 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

水 戸 地 方 本 部

執 行 委 員 長 黒 澤 純 一

新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）の感染拡大防止を徹底し、  
最優先の人命確保と組合員の健康・不安解消に向けた緊急申し入れ

政府は、4月7日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）＜以下、新型コロナウイルスという＞の日本国内での感染拡大と感染経路が不明の感染者増加に伴い、特に増加傾向である地域の7都府県（東京都、大阪府、千葉県、埼玉県、神奈川県、兵庫県、福岡県）に限定し、さらに16日には、対象を全国に拡大し「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発令しました。

新型コロナウイルスの国内感染者数は11,496人（4月22日19時00分厚生労働省発表）まで増加しており、社会生活における混乱と不安が拡大する一方であり、終息の兆しは一向に見えません。今まさに、人命に関わる前例のない最大の危機を迎えていると言っても過言ではありません。

政府が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（4月16日変更）では、国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要とした上で、より一層「三つの密」を避けることでクラスター（小規模な集団感染）を封じ込めることによる爆発的な感染拡大（オーバーシュート）発生の防止、外出自粛の要請や接触機会の低減により感染拡大の速度を可能な限り抑制すること等が重要だと示しています。

一方、JR東日本会社は、公共交通機関として社会の安定・維持の観点から、「緊急事態宣言」下においても事業の継続が求められる企業に指定されています。そのような中、職場では感染リスクを最大限低下するべく、基本的な感染防止行動に全組合員・社員が一丸となって取り組んでいます。鉄道事業という大規模な性質上、駅構内や電車内等の密閉された空間においては多くの利用者と接触し、常に感染リスクに晒されています。そういう現状の中、現場で働く組合員・社員は極度の不安を抱えながらも、鉄道従事者としての責任を持ち安全・安定輸送に努め日々、業務を遂行しています。

また、4月7日に水戸地本は会社から「新型コロナウイルス発生に伴う職場における追加対応について」の説明を受けました。説明事項として、新型コロナウイルスについての状況が日々刻々と変わり、その都度、政府・自治体・企業等が新たな対策を打ち出し、実施していることは認識しており、対策やその実施そのものを否定するものではありません。しかし、

いくら迅速な対応が必要だと言っても職場では対策を実施する社員に対する周知がないなかで始められたもの、各系統・各職場によって対策や対応そのものに差が発生していること。様々な角度からの議論なしに対策を講じたことによって新たな問題が発生してしまっていることなど多くの問題や不安の声が出されています。これは、一つとして支社の統一した指導ではなく、各現場の現場長各々の判断という観点に重きを置いた結果であり、今後更なる事象が発生・拡大した際に、現場での適正・適切かつ迅速な対応が社員に指示されるのかが大いに危惧されます。

今私たちに求められていることは「新型コロナウイルスに感染しない・させない」ことであり、それが全ての大前提となります。日々、日本のみならず全世界で残念ながら感染者や死亡者が増加の一途をたどり、終息が見通せないなかでの混乱や不安拡大という現実を見れば、J R東日本が社会インフラとして輸送機能の確保や新型コロナウイルスの感染対策という観点と同時に、定期列車の減便や計画運休等、最低限の事業継続を方針に掲げた大胆な経営判断も必要であると考えます。

私たちは、組合員・社員とその家族、お客さまの人命を最優先で守るため、労使が知恵を出し合い、協力してこの難局を乗り越えるためにも、下記のとおり緊急で申し入れますので、会社の誠意ある回答を求めます。

## 記

(共通)

1. 新型コロナウイルス感染症に対する水戸支社としての対策と現場周知及び現場における定着状況を明らかにすること。
2. J R東日本全体及び水戸支社において、これまでPCR検査を受けた社員数及び感染の疑いのあった社員数をそれぞれ明らかにすること。
3. 業務に支障を発生させずに感染リスクを最小限に抑止するため、テレワークやオフピーク通勤、自宅待機等の職場体制と業務執行体制を構築し、人と人との接触を減らすための具体的対策を講じること。
4. 社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の他、感染の疑いがある場合及び濃厚接触者とされた場合は自宅待機とし、有給の扱いとすること。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言が発令された主旨を踏まえ、時間外労働の削減を図るとともに、不急な業務（マイプロ、委員会活動、業務研究、技術開発等）は、当面の間「中止」すること。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び現行の利用状況を踏まえ、計画運休や両数変更

等を実施すること。

#### (営業関係)

1. 駅窓口については、緊急事態宣言の延期によつての定期券の払戻し、解除による定期券類購入等による混雑発生等が予測されるため、社員に負担がかからないよう情勢を鑑みた体制を柔軟に確立すること。
2. 駅窓口や改札における感染防止対策として、飛沫感染防止用のビニールカーテンを委託駅を含めた全駅に整備すること。
3. 輸送混乱等の発生予想や事前に想定できる休憩時間帯の車いす対応等については、あらかじめ要員を確保し対応すること。

#### (運輸関係)

1. この間の感染拡大防止対策等において、社員周知を事前に行わなかったことでその取扱い等に混乱が生じたことから、今後は具体的かつ事前に社員周知を行うこと。
2. 乗務員の待機予備者数の根拠を職場毎に明らかにすること。また、待機時間は勤務指定時の勤務時間を基本とし、生活設計に配慮した対応を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重篤化するリスクの高い持病を持つ社員や妊娠中の社員に対しては、自宅待機等の対応を基本とすること。
4. 予備組の技量維持と交番組の感染リスク低減を踏まえた勤務指定を行うこと。
5. 乗客との距離が近く感染リスクが高まる集札業務や巡回・改札業務に対する考え方を明らかにすること。
6. 車内換気の取り扱いを統一すること。また、富岡駅～浪江駅間での車内換気についての考え方を明らかにすること。
7. 各運輸区所および各詰め所の感染防止対策について明らかにすること。

#### (車両検修関係)

1. JRとMTSにおける感染拡大防止対策についての議論内容を明らかにすること。また、MTSの事業所において感染が拡大した場合の構内入換業務等の委託業務に対する対応方

を明らかにすること。

2. 施策実施に関係するメーカー社員等の立ち入りは、感染拡大防止を最優先とし、施策スケジュールの見直しや一旦中止等の判断を行うこと。

(工務関係)

1. 今年度既契約工事及び発注予定工事の実施の可否等に関する考え方を明らかにすること。  
また、今後の工事計画については、当面の間、安全安定輸送に必要な工事に限定すること。
2. J R とパートナー会社における感染拡大防止対策についての議論内容を明らかにすること。また、今後の保守業務や工事等は感染拡大防止対策を踏まえて検討し、感染が拡大した場合の対応は J R 本体が責任を持って対応すること。
3. 非常事態宣言が解除されるまでは、繁忙期における宿直体制や早番遅番等の体制強化については行わないこと。

(支社関係)

1. 指令室で新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合の対応について、指令室全体及び各指令毎に具体的に明らかにすること。

以 上